

1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討
2. 国立大学改革
- 3. 学校法人のガバナンス改革**
4. 高等教育の修学支援制度

# 学校法人のガバナンス改革について

- ✓ 学校法人制度については、累次の法改正を経て、ガバナンスの強化に取り組んできたところ。
- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2021に基づき、学校法人として適切なガバナンスの在り方について、改めて検討中。年内には一定の結論を得て、必要な制度改革に取り組む。**

【経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）】

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

## 検討事項

### 1. 新法人制度の改革案

- **社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方**
  - 評議員会のチェック・監督機能
  - 評議員の規律
  - 理事会のモニタリング機能
  - 監事のけん制機能・独立性
  - 会計監査人・内部統制システム
- **その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し**
  - 理事・監事・評議員の任期・資格要件
  - 評議員会議決事項の理事会への委任の無効
  - 理事に委任できない理事会決定事項
  - 監事の報告義務の拡大 など

### 2. 規模等に応じた取扱い

- **会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方**
  - 事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）
  - 事業区域（学校・サテライト施設・事務所など）
  - 公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇
- **簡素化する事項の整理**
  - 理事・評議員の定数、計算書類の種類 など
- **財務書類の一般閲覧・公表（都道府県所轄法人）**
- **個人立幼稚園に対する規律**

### 3. 「ガバナンス・コード」の抜本改革（年内に1・2の結論を得た後に検討）

- **コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行**
- **事業報告書を通じたガバナンス情報の開示**
- **コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応**
- **団体の取組・法人の好事例のフォローアップ**

1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革の検討
2. 国立大学改革
3. 学校法人のガバナンス改革
- 4. 高等教育の修学支援制度**

# 高等教育の修学支援新制度における大学等の要件（機関要件）について

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第1階層

○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件(シラバス、GPA(平均成績)等)の設定・適用状況

○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況

※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用

➡ 以下の通り、2019年度に機関要件を設定し、毎年度要件に基づき確認を実施  
＜新制度の対象数＞(令和3年10月28日時点)

- ・大学・短大は1,089校中、1,068校(98.1%)が対象、高等専門学校は57校全てが対象
- ・専門学校は2,683校中、2,009校(74.9%)が対象

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

\* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

\* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされないことのないようにするための経営要件を設定。

➤ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス (法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

# 高等教育の修学支援新制度における改革工程表（KPI）への対応について

## 改革工程表2020の記載

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第2階層

高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA(平均成績)、就職・進学率の状況

※高等教育の修学支援新制度は開始直後のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定

➡ 以下の通り、目標値を設定予定

- 支援対象学生のうち、GPA等下位1/4の割合:25%未満
- 住民税非課税世帯の大学等への進学率:前年度実績以上

※引き続き検証を行い、必要に応じてKPIを更新する。

## 1. 支援対象学生における「GPA等下位4分の1」の割合（2020年度末時点）



## 2. 住民税非課税世帯の大学等への進学率（2020年度）



※非課税世帯の進学率については、一定の仮定の基づく推計値である。その時点の経済情勢や、高校卒業者の人数等に大きく影響を受けるものであり、年度により大きく変動する可能性がある点に留意が必要である。